

平成 21 年 5 月 25 日

各 位

日 本 貸 金 業 協 会
会 長 小 杉 俊 二
問 合 先 コンプライアンス部
(規律審査室)
電 話 番 号 03-5739-3014
FAX 番 号 03-5739-3027

協会員に対する処分について

日本貸金業協会（会長：小杉俊二）は、平成 21 年 4 月 28 日開催の自主規制会議において、下記のとおり協会員の処分を行うことを決定しました。

記

1. 対象会員

有限会社茜商事

登録番号：千葉県知事(N5)02785 号

会員番号：第 002180 号

2. 処分の種類

会員権停止（4カ月）

3. 処分の効力発生日

平成 21 年 5 月 25 日

4. 処分の理由（法令違反の事実）

(1) 出資法第 5 条第 2 項（高金利）関係

日賦貸金業者についての特例金利（年 54.75%）が適用される要件としての集金を行わず、会社名義の口座への振込みによって弁済を受け、年 54.75%の利息を受領した。

(2) 貸金業法第 19 条の 2（帳簿の閲覧）関係

顧客から業務に関する帳簿の閲覧又は謄写の請求を受けたにもかかわらず、これを拒否した。

以 上

法令等違反による協会員処分

処分決定日:平成21年4月28日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となった事実の 違反条項
1	第002180号	有限会社茜商事 千葉県知事(N5)02785 小島義行 300万円	会員権停止 4カ月	出資法第5条第2項(高金利) 貸金業法第19条の2(帳簿の閲覧)